



治罪法備攷上編 第六

ワ 15
815
6

和装本

6



保
815
6



治罪法備考上編第六卷

○第十八章

勾留法

按スルニ、歐洲中古ノ時ニ在テハ、所謂監獄ハ、獸ヲ繫クノ牢ト其ノ名ヲ同クシ、皆大氣光明ナキ暗慘ノ寤室ニシテ、官吏其ノ中ヲ監視スルノ事無ク、獄卒橫暴、囚人ヲ侵渎シ、獄稅ヲ貪取セリ、又脱監ノ刑太重ニシテ、槩シテ絞罪ニ處シタリ、佛國ニ於テ、千七百年

司
法
省

代ヨリ稍、改作ノ議起リ、路易十六世、斷獄法ヲ改メ、拷掠ヲ廢シ、從テ地窖ヲ廢セリ、其ノ令ニ曰、疑似ヲ以テ誅ヲ被リ、往々續テ無罪ノ判ヲ得ル者、未決ノ前、已ニ暗慘濕惡ノ中ニ苦楚ノ慘ヲ受ク、是レ我カ忍ヒザル所ナリ、已ニ以テ衆ヲ懲スニアラズ、亦以テ世治ヲ扶クルニ非ズ、眞地ノ苦ミ、幽陰ノ罰要スルニ我カ法律ニ補ヒ無シト、革命以後、世道仁ヲ尚ヒ、千八百十九年、一社ヲ起シ、叶同シテ、全國ノ監獄ヲ改作セント欲スル者アリ

爾後、脩正絶エズ、以テ今日ニ至テ、中世猛野ノ風、全然蹤ヲ絶テリ、現今監獄制ノ美、一曰、未決已決ヲ分ツ、二曰、簿冊ヲ正ス、三曰、所屬官監視、四曰、工役ヲ課ス、五曰、教勸ヲ行フ、六曰、童囚ヲ教フ、七曰、居室供給ノ清榮、現今刑禁獄六月以上、二年以下、獄舎等別

勾留法ヲ論セントスルニハ、先ツ獄舎ノ等別ヲ知ラン、一ヲ欲ス、佛國ニ於テ獄舎ノ類數種、第一禁役所、以テ重罪禁役ノ者、及懲治罪禁獄一年ヲ

踰ル以上ノ者、及苦役囚六十以上ノ者ヲ置ク、其
ノ數縣ヲ合セ、兼テ一獄ヲ置クヲ以テノ故ニ、會
并獄ノ名アリ、佛蘭西國中ニ、計ソ二十一ノ禁役
所ヲ得、第二、懲治所、以テ懲治罪禁獄一年以下ナ
ル者ヲ置ク、佛蘭西國中ニ、六十七所ヲ得、第三、童
囚懲育所、以テ十六歳以下、刑ニ係ル者、及不順ノ
子ヲ懲治養育ス、以上、乃チ已決囚ヲ置クノ所タ
リ、
未決囚ヲ置クノ所、第一、郡裁判勾留所、第二、重罪
勾留所、第三、邑勾留所、第四、備警兵屯營ノ禁室、

第一、郡裁判勾留所ハ、被告人裁判處決ヲ待ツ者
ヲ勾留スルニ供フルノ所ナリ、各郡裁判所ニ、必
ス一ノ勾留所アルヲ要ス、
第二、重罪勾留所ハ、初メ郡勾留所ニ勾置スルノ
被告人、上等裁判所重罪問擬局ノ評決ヲ經、重罪
ニ問擬スルノ後、即チ其ノ被告人ヲ移シ、以テ重
罪裁判<sub>即チ會
審院</sub>ノ開會ヲ待タシムルノ所ナリ、重
罪裁判ヲ開クベキノ各所ニ、必ス勾留所一所ア
ルヲ要ス、
第三、邑勾留所ハ、現行犯人ヲ捕ヘテ、假リニ寄置

スルノ所ナリ、凡ツ現行犯人ヲ捕ヘタル時ハ、直
チニ司法官ニ引致スベシト云ドモ、其ノ証告書
ヲ作ルノ間、若干時ヲ要シ、警察使若クハ邑長、畧
訊シ、然ル後目代ニ送ルヲ以テ、毎邑ニ勾留所一
所アリテ、以テ暫時寄置スルニ供ス、又醉人アレ
ハ、此ニ拘置シ、其ノ醒覺ヲ待ツ、其ノ警察裁判ア
ルノ地ハ、違警犯ヲ以テ勾禁ヲ被ル者ヲ置久、
第四、備警兵屯營アルノ地ニ、一ノ勾留所ナキ者
ハ、屯營中ニ禁室一所ヲ設ク、一牀一版、以テ犯人
捕ニ就クヨリ司法官ニ引致スルヲ待ツ者ヲ寄

置シ、及屯、遞送スベキノ被告人ヲ歇宿寄置ス
ルニ供フ、並ニ二十四時ヲ出テズシテ引送ス、
以上數種、以テ未決ヲ寄置スルノ所、已決獄舎ト
同カラズ、蓋シ未決囚ハ、法ニ於テ猶看テ無罪人
トナス者ニシテ、理刑人ト混雜スベカラズ、故ニ
治罪法六百四條云、郡裁判勾留所及重罪勾留所
ハ、行刑ノ爲ニ設ケタル諸獄ト、全ク區別アルベ
シ、

按スルニ、佛國此ノ法アリト云ドモ、各縣ノ
獄舎、未タ盡ク改築スルニ及ハズ、大抵獄舎

一屋ニシテ、其中區ヲ分テ、勾留所及已決懲
治獄トスルノミ、此レ議者ノ憾ムル所ナリ
ト云、

凡ソ人ヲ勾留スルハ、政府定ムル所ノ處ニ限ル、
即チ上文敷政府ノ定ムル所ノ處ニ非ズシテ、人
種ノ勾留所政府ノ定ムル所ノ處ニ非ズシテ、人
ヲ勾留セシメタルノ司法官吏ハ、民權剝奪ヲ受
ク、

邑長ハ、少クモ毎月一次、邑内ノ獄舎ヲ視、巴里府
ノ警察令、及諸縣ノ縣令ハ、少クモ毎年一次、其ノ
縣内ノ獄舎ヲ視ル、其ノ獄舎ニ到リ視ル時ニハ、

所屬官署
視監獄

現行犯送
致勾留

其ノ食料充足清榮ナル歟、室房牢固及淨潔ナル
歟、ヲ檢シ、獄吏ヨリ獄囚ノ不法ヲ訟フル者アレ
バ、紀律ヲ按シ處分シ、又獄囚ヨリ獄吏ヲ訟フル
者ハ、其ノ情苦ヲ聽理ス、又糾問法官ハ、少クモ一
月一次、本郡ノ勾留所ヲ視、重罪裁判長官ハ開會
ノ間、一月一次重罪勾留所ヲ視ル、

勾留

凡ソ邏士現行犯人ヲ拿捕スル者ハ、供書ヲ作ル
ノ間、邑勾留所若クハ屯營ノ禁室ニ假ニ寄置ス
ルヲ除クノ外、急速目代若クハ警察使、若其ノ郡

分犯
輕重

邑ニ在テハ、保安法官ニ引致スルヲ要ス、專ニ勾留淹滯スルヲ得ズ、其ノ目代、若クハ它ノ檢官方ニ不在ニ属シタル時ハ、二十四時ヲ過キザルノ間、寄置スルヲ得ル、其ノ二十四時ヲ過ル者ハ、專横拘入律ヲ受ク、已ニ目代ノ畧訊ヲ經テ、輕キ者ハ、直チニ懲治裁判所ニ送り、遅クモ翌日マデニ處決セシメ、淹滯久羈スルヲ無シ、懲治現行ニ見、其ノ重罪、若クハ事情繁難ナル者ハ、糾問法官ニ付ス、糾問ノ間、其ノ罪、懲治罪禁獄以上ニ係ル者ハ、糾問法官、勾留狀ヲ下シ、勾留スルヲ得

罪禁獄ニ至ラザル者ハ、勾留スルヲ得ズ、非現行犯ノ喚徵狀ヲ得、出頭スル者ハ、即時糾問法官問訊スルノ後、若クハ引致狀ヲ得ル者ハ、二十四時内、法官問訊スルノ後、其罪、懲治罪禁獄以上ニ係ル者、改メテ勾留狀ヲ下シ、勾留ス、其二十四時内、問訊ヲ待ツノ間ハ、假ニ裁判所ノ勾留所ニ寄置スルノミ、若シ、二十四時ヲ過キテ問訊セズ、又、勾留狀ヲ下サズシテ、仍淹時、勾置スル者ハ、不法ノ勾留トス、
按スルニ、不法ノ勾留ハ、糾問法官上等裁判

所ヨリ、不律ノ督責ヲ受ク、然ルニ論者猶其
ノ責メ輕キヲ憾ムル者多シト云、

已ニ勾留狀ヲ下スキハ、遲延ナク、邏士備警兵是

ハ尋常警士レナリ、或之ヲ行フ、若クハ裁判所ノ使部之ヲ被告人ニ

宣示シテ、被告人ヲ勾留所ニ引送ス、

勾留狀式

何縣何郡裁判所

何某勾留狀

法章及皇帝ノ命ニ從ヒ、

我等何地裁判所ノ糾問法官何某役ニ應スル

勾留狀宣
示被告人

凡テノ使部及凡テノ公力士ニ命ス、法ニ依リ、

何所出產、并ニ居住、何職業、何歳、何某、鬪毆

殺人被告人、

ヲ本所 勾留所ニ送致スベシ、

本拘留所監守人ニ命ス、該被告人ヲ受管シテ、

之ヲ勾留シ、以テ再々ヒ令アルヲ待ツベシ、

凡テノ公力士ニ求ム、若シ本狀帶行人ヨリ、本

狀ヲ示シ請求スルヲアフハ、本狀施行ノ爲ニ

助力ヲ借スベシ、

因テ、我等本狀ニ花押及調印シタリ、

何年月日、何地裁判所ニ於テ、

糾問法官 花押印

附人相書

勾留狀宣示式、收監狀宣示式ニ同シ、收監狀ノ部ニ見ユ、

獄吏受管送囚

凡ソ獄囚ヲ寄管スル、獄吏ノ任トス、獄吏ハ、司法官ノ令狀若クハ裁判狀ニ照憑スルニアラスシテ、引致スル所ノ人ヲ獄ニ領管スルヲ得ズ、違フ者ハ、職ヲ免シテ、更ニ刑法百二十條、專横拘人律ヲ受ク、禁獄六月以上、二年以下、罰贖十人、身

自由ノ權ヲ防護スル所以ナリ、邑屬ノ勾留所ハ、邑長若クハ警察使ノ示命ヲ以テ、領置ス、

凡ソ邏士ノ送致勾留スベキ者、及獄吏ノ受管スベキ者ハ、被告人ノ勾留狀、若クハ收監狀ヲ得タル者、及刑人ノ禁獄禁役ノ宣告ヲ得タル者ニ限ル、邏士ハ、本犯ヲ引致シテ遞付スルノ前ニ、見ル所ニ於テ、獄吏ノ簿冊ニ、其帶行シタル令狀若クハ裁判狀ヲ登寫セシメ、及獄吏若クハ書手ヲシテ授付証ヲ作ラシメ、並ニ獄吏及邏士、按名花押シ、而シテ獄吏其ノ寫本一通ヲ作り、邏士ニ交付

シ、邏士花押シ責ヲ解クノ憑トス、獄吏令狀若クハ裁判狀ヲ簿冊ニ登寫セズシテ、本犯ヲ受取ル者ハ、亦專横拘人律ヲ受ク、

授付証式

本日、何年月日、何所屯駐ノ備警兵何某何某下ニ寫ス所ノ何所裁判所ノ糾問法官ヨリ發下サレタル何年月日ノ勾留狀ヲ帶行シテ、何所勾留所ノ書記局ニ來リ、之ヲ自分ニ示シタリ、本狀ニ名狀シタル何某ヲ交付スルノ後、自分乃チ此ノ領收証ヲ作り、備警兵何某何某及ヒ

自分、是レニ花押シタリ、
何年月日、
備警兵
花押

獄吏
花押

其ノ証憑物件ハ、裁判所ノ書記局ニ送付シ、又受領証ヲ取ル、邏士ハ、二箇ノ証票ヲ得テ、二十四時内ニ、糾問法官ニ復命シ、糾問法官其ノ証票ニ檢証花押シテ、日ヲ判ス、
凡ソ獄舎ニハ、必ス一ノ簿冊ヲ具ヘ、囚人出入アルゴトニ、獄吏其ノ令狀若クハ裁判狀ヲ登寫シ、又獄吏邏士ニ付スル所ノ領收狀ヲ記入スルニ

獄舎簿冊

具フ、以テ一。目。瞭。然。不。法。ヲ。檢。監。ス。ル。ニ。易。カ。ラ。シ。ム。其。ノ。未。決。人。ノ。爲。ニ。ハ。被。告。人。簿。ト。名。ク。ル。ア。リ。已。決。人。ノ。爲。ニ。ハ。刑。人。簿。ア。リ。囚。人。屯。ミ。送。送。ス。ル。者。ヲ。寄。置。ス。ル。カ。爲。ニ。ハ。遞。送。簿。ア。リ。郡。裁。判。勾。留。所。ノ。被。告。人。簿。ハ。糾。問。法。官。每。葉。ニ。花。押。檢。畫。シ。重。罪。勾。留。所。被。告。人。簿。ハ。重。罪。裁。判。長。若。ク。ハ。郡。裁。判。長。花。押。檢。畫。シ。禁。役。所。懲。治。所。ノ。刑。人。簿。ハ。縣。令。花。押。檢。畫。ス。

勾。留。及。禁。獄。ノ。者。ニ。向。テ。獄。卒。門。吏。求。索。ス。ル。コ。ト。ア。ル。ヲ。得。ズ。違。フ。者。ハ。罰。贖。ヲ。科。ス。

親戚朋友
問安

新。入。囚。ア。レ。バ。獄。吏。料。理。シ。其。ノ。故。囚。ヲ。便。好。ノ。室。ニ。量。移。ス。

凡。ソ。外。人。妄。ニ。獄。ニ。入。リ。囚。人。ト。談。話。ス。ル。コ。ト。ヲ。得。ズ。親。戚。朋。友。ノ。囚。人。ト。相。見。ン。コ。ト。ヲ。願。フ。者。ハ。所。屬。官。ノ。許。可。照。票。ヲ。乞。ヒ。定。日。ニ。入。ル。コ。ト。ヲ。得。ル。毎。日。入。サ。ズ。煩。ヲ。囚。人。ト。相。見。ル。ニ。ハ。獄。中。爲。ニ。壁。ヲ。穿。テ。避。ル。ナ。リ。囚。人。ト。相。見。ル。ニ。ハ。獄。中。爲。ニ。壁。ヲ。穿。テ。鐵。鎖。牖。ヲ。ナ。シ。内。外。尺。許。ヲ。距。テ。相。見。ル。守。卒。傍。看。ス。其。ノ。照。票。ヲ。携。ル。者。ヲ。拒。ク。ノ。獄。吏。ハ。專。横。ノ。罪。ヲ。受。ク。

凡。ソ。囚。人。ノ。食。料。ハ。每。日。白。麵。包。七。百。五。ガ。ラ。ム。量。

未決囚食料隨意

○計實ヲ菜肉二十錢以下、烹供ノ費、其一周二日
數ヘズ、ノ中ニアリ、一
ハ、肉ナシ、臥スルニ、五キロガラムノ重量ノ草豚一
ツ、毎十五日新給ス、以上、未決已決ニ通行ス、但シ
已決囚人ハ、麵包、薯蕷、乳酪、飲料、及臥牀ヲ欲スル
キハ、獄吏通價ヲ以テ之ヲ賣ルヲ得、只酒肉ヲ
賣ルヲ得ズ、囚人ノ奢儉平ナラザルヲ防クナ
リ、未決囚ハ、酒ヲ除ク外、食料隨意ニ供具スル
ヲ得、已決囚ハ、工事ヲ課シ、未決囚ハ課セズ、只
其ノ意ニ隨ヒ、自ラ工事ヲ爲スヲ得、此レ未決
已決ノ異ナルナリ、

檻車

未決囚ハ、各人各室ニ置ク、其ノ衆囚通居、姦偽相
教フルヲ防クナリ、
凡ソ勾留所ハ、大抵裁判所ノ傍側ニ在リ、但シ巴
里府ノ如キ、裁判所ト遠隔スル者ハ、審訊ノ爲メ
ニ公堂ニ送致スルニ、檻車ヲ用フ、

禁閉外通

凡ソ被告人勾留ノ日ニ、親戚朋友、面會ヲ乞フ者
ハ、官ニ乞ヒ許可照票ヲ得ルヲ前ニ見ユルカ如
シ、然ルニ審訊ノ間、被告人外人ト相通シ、犯事ノ
証跡ヲ塗滅シ、及同夥姦偽相助クルヲ恐ル、ヲ

以テ、糾問法官ヨリ、權宜、外人ノ面會ヲ禁閉スル
トヲ得、此ノ時、未タ代人ヲ定メザルノ際ニ在リ、此ノ事往、法吏ノ
横暴ヲ致シ、佛國治罪法中ノ一大疵瑕タリシカ、
千八百六十五年ノ法ニ於テ、潤色脩正ヲ致セリ、
其ノ法、左ノ如シ、

若、糾問法官、被告人外通ノ禁ヲ指令スベシト思
フキハ、必ス禁閉ノ令狀ヲ下ス其ノ令狀ハ、獄舎
ノ簿冊ニ登寫スベシ、法官ノ輕率、及獄吏ノ姦弊ヲ防クナリ、
此ノ禁令ハ、十日ヲ限り、限ヲ踰ルノ外ニ行ハレ
ズ、然レモ、十日ヲ踰レ時ハ、更ニ再次ノ新令ヲ下

スヲ得、

糾問法官、再次ノ外通ノ禁ヲ命スルニハ、目代ニ
通照スルヲ要ス、

又千八百十九年、司法執政ヨリ、大目代ニ下シタ
ル廻章ニ、嗣後、每一月各郡ニ於テ外通禁閉ヲ命
シタル被告人審訊表ヲ作り、其ノ長短日時ト、其
ノ之ヲ命スルノ故トヲ詳載シ、司法執政ニ具上
シ、檢ニ供フ、以テ不法ヲ防制セントスルナリ、

千八百八十一年、大目代セルワン氏、獄舎
ノ被告人ニ於ケルハ、猶書記局ノ訟件文書

ニ於ケルカ如シ、書記局ハ、文書ヲ寄貯シテ、
其ノ散逸ヲ防クノ所、獄舎ハ、被告人ヲ寄置
シテ、其ノ逃亡ヲ禁スルノ所、文書ヲ藏スル
者ハ、着意整頓スルヲ要ス、被告人ヲ置クニ
何ソ獨リ然ラザルヲ得ン乎、余獨リ獄舎ハ
寄置ノ所ニアラズシテ、乃チ懲苦ノ所ナル
トテ怪ムナリ、
ンヤル、プロケル氏、勾留法ヲ論シテ曰、賢哲
ノ士、相繼テ、人身自由ハ、百端寬道ノ精神ナ
ルトテ揚言スト云ドモ、然レモ被告人勾留ク

已ムヲ得サルノ權宜タリ、
ズ、蓋シ勾留ハ、以テ奔亡ヲ防キ、以テ外ニ在
テ、夥^ナ黨ト私謀シ、及蹤跡事証ヲ塗滅スルノ
圖^ハコトヲナスヲ防キ、以テ兇惡ヲ放チ、世平
ヲ亂ルヲ防ク、然ルニ其ノ權宜ヲ以テスレ
バ、萬已ムトテ得ズト云ドモ、終ニ人身自由
ノ大經ニ於テ、重大ノ撞害ヲナストスル
ヲ免レズ、何ソ乎、凡ソ被告人ハ、皆無罪ヲ以
テ視ル、是レ元則大義ニ非ズヤ、名ヲ以テ論
スレバ、曰、勾留ハ刑ニアラズ、其ノ實、勾留ハ

以テ國民ヲ其ノ身体生産名榮ノ間ニ中傷
ス刑ト何ノ異ナラン然則世ノ法ヲ作ル者
勾留ノ權宜ト人身自由不易ノ大經ト其ノ
間ヲ調諧シ兩々相反セザラシムルコト豈ニ
第一緊題ニアラズ乎歐洲全陸争テ佛ノ法
ニ倣フ抑佛ノ治罪法果シテ保護ノ意ヲ盡
セル歟果シテ一世ノ欽望ヲ饜カシムルニ
足ル歟糾問法官ノ權太專ニシテ法章ノ被
告人ノ爲ニ謀ルコト太輕ナリ法官盡ク枉偏
ナキヲ保タズ此レ豈ニ佛國法律ノ闕典ニ

アラバ乎哉抑其ノ闕ヲ補正スル時ハ斯ニ
以テ足レリトセン歟曰未タシ猶以テ無罪
人ヲ快スルニ足ラザルナリ人ヲ勾留シ其
ノ人無罪ヲ以テ放縱ス則チ明カニ揭示公
告シテ以テ其ノ汚辱ヲ洗雪シ補償金ヲ給
シテ以テ其ノ損失ヲ賑ハスコト豈ニ世衆ヨ
リ世衆ト云者人ヲ刑スルハ世衆ノ公法
ナリ故ニ被告人ノ對敵タル者即チ世衆
ト其ノ人ニ對スルノ一大義務ニアラズ乎
法律已ニ有罪人ニ向テ刑ヲ定ム獨リ無罪
ニシテ勾留ヲ受ルノ人ニ向テ償ヲ定メザ

外翌日迄ニ、即決シ、勾留ヲ煩ザズ但シ一、夜間、寄監ス、
 第五ニ、勾留狀式ヲ定ム、凡ソ勾留狀アルニ非レハ、犯人ヲ勾留スルコト得ズ、勾留狀ハ、判事、各ヲ押シ、檢事、捺印ス、第六ニ、勾留ノ後、五日ヲ經、夥黨未タ獲ズ、事情未タ白セザルヲ以テ、處決遲延スル者ハ、犯重ク情危ク、及無産人累犯人ヲ除クノ外、保人ニ寄管ス、第七ニ、裁判所長、毎月一次、勾留所ヲ檢視シテ、健全ヲ查ス、第八ニ、淹囚、控訴狀ヲ進ムルコト許ス、第九ニ、勾留人表ヲ作り、毎一月、檢事ヨリ司法卿ニ呈ス、第十二、判事怠慢、裁決淹滞

スルヲ致ス者ハ、檢事ノ監査ニ因リ、若クハ囚人ノ控訴ニ因リ司法卿之ヲ督責ス、能ク此ノ如クナレバ、未決囚、必ス現今三分ノ二ヲ減セントス、監囚已ニ減ス、然ル後ニ、始メテ未決獄ヲ建築スベシ、

（Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like 入, 出, 及, 淹, 滯, 慘, 酷, 事, ナ, カ, ラ, ン, 一, ヲ, 要, ス, 佛, 蘭, 西, 舊, 法, 凡, ソ, 重, 罪, ハ, 槩, シ, テ, 拘, 留, シ, 假, 釋, ヲ, 與, ヘ, ズ, 猶, 苛, 刻, ノ, 謗, ヲ, 免, レ, ズ, 於, 是, 那, 破, 倫, 三, 世, 千, 八, 百, 六, 十, 五, 年, 新, 令, ヲ, 出, シ, 舊, 治, 罪, 法, ヲ, 改, 竄, シ, 英, ノ, 法, ニ, 倣, ヒ, 凡, ソ, 重, 輕, 罪, ヲ, 論, セ, ズ, 一, 切, ノ, 被, 告, 人, 已, ニ, 勾, 留, ス, ル, 者, 糾, 問, 法, 官, ノ, 意, ニ, 隨, ヒ, 目, 代, ノ, 意, 見, ヲ, 取, リ, 其, ノ, 勾, 留, 狀, 收, 監, 狀, ヲ, 收, 。

第十九章

假釋勾留

凡ソ被告人ヲ未決ノ間ニ勾留スルハ、至テ已ム
トヲ得ザルニ出ツ、故ニカ所^レ及^ク淹滯慘酷ノ事ナ
カラントヲ要ス、佛蘭西舊法、凡ソ重罪ハ、槩シテ
拘留シ、假釋ヲ與ヘズ、猶^ナ苛刻ノ謗ヲ免レズ、於是
那破倫三世千八百六十五年、新令ヲ出シ、舊治罪
法ヲ改竄シ、英ノ法ニ倣ヒ、凡ソ重^ノ輕^ノ罪ヲ論セズ、
一切ノ被告人、已ニ勾留スル者、糾問法官ノ意ニ
隨ヒ、目代ノ意見ヲ取リ、其ノ勾留狀、收監狀ヲ收。

田注銷スルヲ得、但被告九ノ審訊アル、及裁
 判施行ニ付キ、起喚ヲ得ルニ至テハ、即刻登廳ス
 ルヲ要スルノミ、此レ保証約束ヲ假ラズ
 九ノ重輕罪ヲ論セズ、被告人拘留ヲ被ル者、保証
 約束ヲ以テ、假釋ノ願ヲ捧ケ、此レ保証約束ヲ假ラズ 糾問法官、目代ノ意
 見ヲ取り、假釋ヲ與フルヲ得、或ハ與へ、或ハ與
 へズ、及保金ヲ命スルト、命セザルト、並ニ糾問法
 官ノ意ニ隨フ
 若シ懲治罪ニシテ、其ノ擬スベキノ刑禁獄二年
 ヲ越エザル以下ノ被告人ナレバ、累犯人累犯人トハ、曾

テ重刑ヲ犯シタル者ヲ云、 無産人ヲ除ク外、拘留スル五日
 ノ後、保証ヲ假ラスシテ當然假釋ヲ請フヲ得
 ルノ權利ヲ有ス、此レ糾問法官故無クシテ淹滞セシムルヲ得ズ、

保証約束願式 保人ヲ用ヒ、保人ノ資モカ
 本時、何ノ獄ニ拘留サレタル、何所居住、何職、何
 某敬テ何所裁判所ノ糾問法官ニ向テ、治罪法
 百十三條以下ニ依リ、假釋ヲ得ンヲ願フ爲
 ニ、左ノ件ヲ申述フ、
 何某ハ、即チ被告本人 其ノ保人トシテ、何所居住、何職

何氏ヲ進ム、何氏ハ、其ノ資カヲ以テ保スベキ
トヲ証スル爲メ、昨日、何所裁判所書記局ニ、其
ノ家産物件ノ目錄証文數通ヲ寄納シ、書記局
ヨリ、右ノ領置狀ヲ下付セラレタリ、因テ糾問
法官貴下、願狀人ニ向ヒ、此ノ保証約束ニ依テ
假ノ解釋ヲ與フルトヲ乞フナリ、

何年月日

何某

花押

糾問法官、其ノ假釋ヲ與フルモ害ナキトヲ判シ
目代亦異見ナキ時ハ、即チ解釋ヲ命ス、式
我等何所裁判所ノ糾問法官何件被告人、何所

居住、何職業何某ノ捧ケタル願文ノ爲ニ、及使
部何某ヨリ此ノ願文ヲ私訴人即チ民事原告人ニ宣
示シタル文憑、及目代ノ意見ノ爲ニ、目代及私訴人ハ、保
入ノ資カ有、無フ争
フトヲ得、故ニ云、
本被告人審訊及裁判施行ノ時、喚召ヲ得ルニ
至テ、即刻出頭スベキノ保証約束ニ依リ、假ニ
寬釋ヲ與フ、保證金ノ數目、逃亡ヲ保スル爲ニ、
若干、訟費罰贖ヲ收ムルトヲ保スル爲ニ、若干、
合セテ若干、治罪法ニ掲クル所ニ循ヒ、收税人
會計之ヲ受取ルベシ、

何年月日

糾問法官 花押

保金ハ、糾問法官其ノ事ノ輕重ニ隨テ、數目ヲ定
 メ、本人、資カアル者ハ、本人現貨ヲ以テ進納シ、若
 クハ它人代テ為ニ進納ス、又、它人ノ身家十分ナル
 者ハ、舊法、其ノ不動産ノ價、保金數目ノ均等ト加
 ノ價、百五ノ豫メ現貨ヲ納ムルニ及バズシテ、獨
 リ保証約束ヲ進メ、被告人起喚ヲ逃ンザルコトヲ
 保シ、若シ違失アル時ハ、數目ノ金ヲ追徴ス、保人
 責任約束式

今日、何年月日、何所居住、地主、乙、其ノ代書人丙

ト共ニ、何所裁判所ノ書記局ニ出頭シテ云、
 糾問法官責下、何年月日、何所令ニ依テ、何某甲
 ヲヨリ、何某乙、保人ニ進メテ、其ノ假釋ヲ得タ
 リ、乙ハ目代責下、及私訴人ト對質シ、凡テ法章
 求ムル所ノ資産十分ノ証明ヲナシタリ、因テ、
 乙ハ上ノ令狀中ニ云、所ノ甲ノ為メノ保人ト
 自定シ、責任ノ約束ヲナスナリ、
 乙、因テ証憑ヲ與ヘンコトヲ乞ヒ、而シテ代書人
 丙、及我等書記人ト共ニ之ニ花押シタリ、

何年月日

保証人 花押

代書人 花押
書記人 花押

保金分テ二部トス、其ノ半ハ、被告人若シ故ナク
喚召ニ應セザル時ハ、之ヲ没入スルニ備フ、其ノ
約ニ循ヒ出頭シ、裁決終ルニ至ル者ハ、則チ之ヲ
還シ與フ、其ノ半ハ、裁決ノ後、目代及私訴人ノ訟
費ヲ、罪人ヨリ賠補シ、及罰金ヲ收ムルニ備ヘ、餘
分アレバ、還シ與フ、其ノ解免スル者ハ、全ク還シ
與フ、是レ保金ヲ收ムルノ理由ナリ、
以上、假釋法トス、若シ被告人ノ願アリト云レ、糾

問法官其ノ危険ナルヲ察スル時ハ、其ノ禁獄
二年以下ニ擬スベキ輕罪ヲ除クノ外、假釋ヲ與
ヘザルヲ、其ノ意ニ隨フ、若シ已ニ寬釋シテ、後新々
ニ重緊ノ事情ヲ得、及起喚ヲ發メ出頭セザル者
ハ、更ニ收監狀勾留狀ヲ付スルヲ妨ケズ、

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

御用御書物師

東京日本橋四日市

林 半兵衛

同蠣壳町一丁目水天宮前

賣弘所 若林喜兵衛



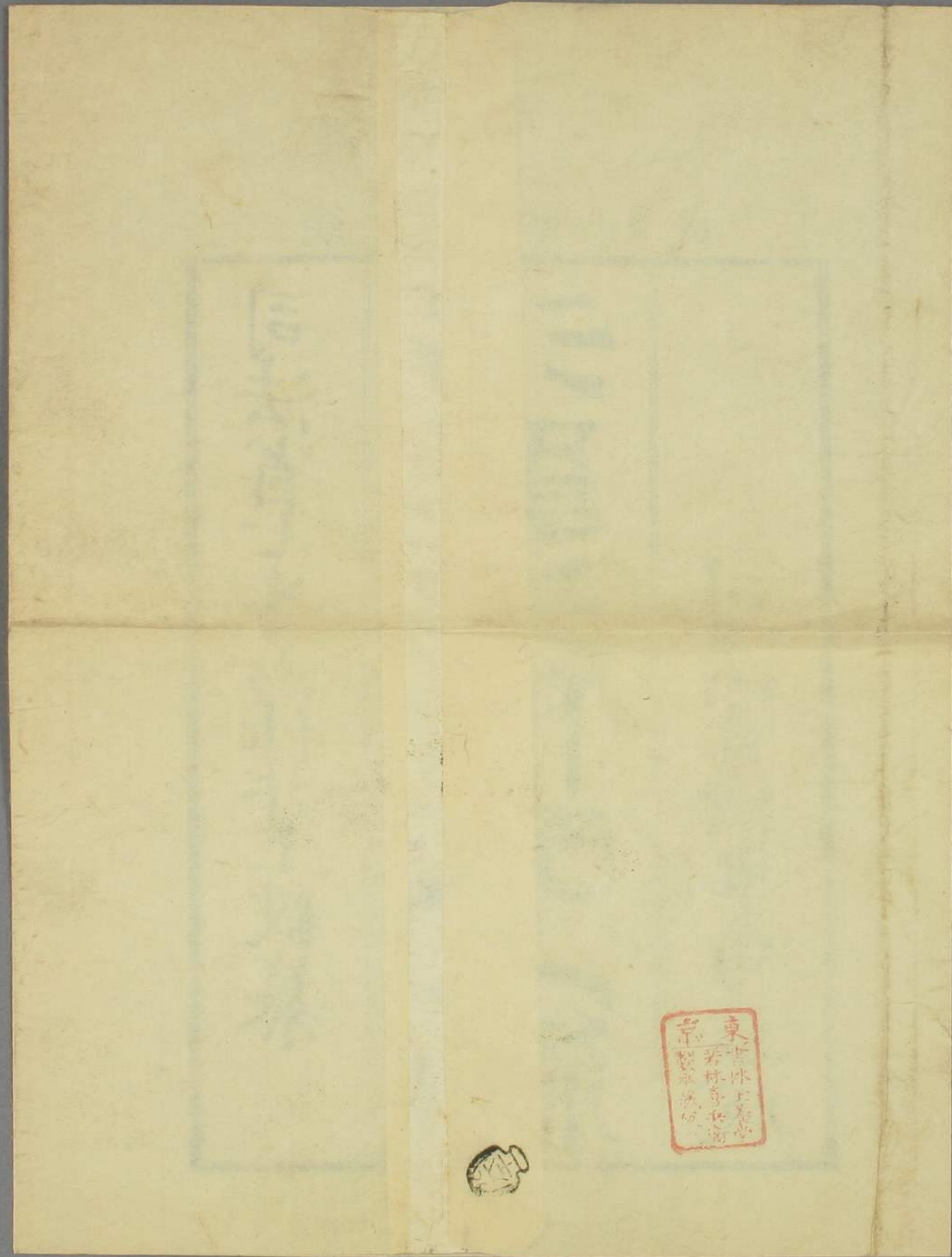


明治七年刊成

司法省七等出仕井上毅纂

治罪法備攷上編

司法省檢事局藏版



東
書
林
上
卷
一
京

